

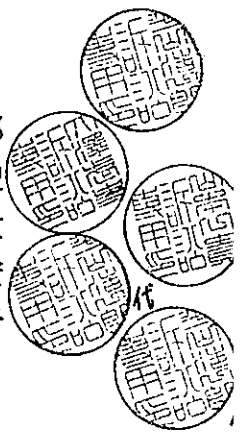
平成28年(ワ)第696号 放送法等遵守義務確認請求事件  
原告 溝川 悠介 外44名  
被告 日本放送協会

証 拠 説 明 書 1

平成29年3月16日

奈良地方裁判所民事部1C係 御中

被告訴訟代理人弁護士 平 山 浩一郎  
同弁護士 大 澤 武 史  
同弁護士 山 本 一 貴  
同弁護士 梅 田 康 宏  
同弁護士 秀 桜 子



頭書事件につき、次のとおり証拠の説明を致します。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙1	最高裁判所判例解説 民事篇 平成20年度379頁	写し	H21年	最高裁判所	放送法第4条第1項各号所定の放送番組編集に関する規定の法的性質は、法的効力のない倫理的意味の規定と解する見解が通説とされる事実等。
乙2	奈良地方裁判所 平成28.9.23判決	写し	H28.9.23	奈良地方裁判所	放送法4条1項各号が定める義務は、被告が「個々の契約者との関係において放送受信契約に基づき負担する義務ではなく、放送に際して一般的抽象的に負担する義務である」と明確に判示している事実等。
乙3	東京地方裁判所 平成2.12.21判決 (LEX/DB25400722)	写し	H2.12.21	東京地方裁判所	被告が放送事業者として放送番組の編集に当たり、政治的、宗教的に公平であるべ

					<p>き倫理的義務を負うことと、同法32条（現行放送法第64条：被告代理人註。）の規定に基づく受信機を設置した者の受信料支払義務の存在との間には何ら直接的な関わりはない事実等。</p>
乙4	<p>福岡高等裁判所 平成20.5.15判決 (LEX/DB28141066)</p>	写し	H20.5.15	福岡高等裁判所	<p>・放送受信料を単なる放送の提供の対価ととらえることには無理があり、被告の業務を行うための公的負担としての性質を有する事実等。</p> <p>・放送法の定める被告の義務が、公法上のものであり、被告が個々の放送受信契約者に対し、受信契約上、放送法の規定に従った放送を行う債務を負っているということとはできない事実等。</p>
乙5	<p>東京高等裁判所 平成22.6.29判決 (判例時報2104号40頁)</p>	写し	H22.6.29	東京高等裁判所	<p>放送法が、放送受信料を財源とし、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による」（放送法第15条）放送を実施すること等を被告の必須業務とし、他方で広告等による収入により運営される民間</p>

					放送事業者を併存させることで、公共放送事業者と民間放送事業者が相互に補完しあい、また切磋琢磨して、放送事業者全体としてすべての国民に対し多種多様で、良質の放送を提供することを企図し、公共放送と民間放送による二元体制を採用した事実等。
乙 6	最高裁判所 平成 23. 5. 31 決定	写し	H23. 5. 31	最高裁判所	乙 5 号証の判決が、最高裁判所で上告棄却等により確定している事実。
乙 7	札幌高裁 平成 22. 11. 5 判決 (判例時報 2101 号 61 頁)	写し	H22. 11. 5	札幌高等裁判所	被告との放送受信契約は、対価的給付を前提とせずに受信料の支払義務のみを負担する契約であると認められる事実等。

以上